

平成22年度日本学生支援機構 「特に優れた業績による返還免除」の申請について

平成16年度から、大学院第一種奨学金の貸与を受けている学生で、本年度中に貸与が終了する学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」が実施されています。この制度は、在学中に特に優れた業績をあげた者を、各研究科等を経由のうえ東京大学が推薦し、日本学生支援機構が認定した場合に、課程別対象者の上限3割までが奨学金の全額または半額の返還が免除されるというものです。

申請希望者は、下記により申請してください。

1 対象者

平成16～22年度までに第一種奨学生に採用された大学院学生で、本年度中に貸与を終了（標準修業年限修了・短縮修了・退学・辞退等）する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者

※留年・休学等により23年度以降引き続き在学する場合でも、22年度限りで奨学金の貸与が修了となる者は対象となりません（23年度以降の免除申請については対象外となるのでご注意ください）。

2 申請場所

→ 公共政策大学院係

3 申請期間

→ 平成23年2月1日（火）～平成23年2月14日（月）

4 申請方法

① 「業績優秀者返還免除申請書（様式 1-1, 1-2）」を公共政策大学院在学生用掲示板からダウンロードする。（または、本学のホームページから印刷する。）

② 「業績優秀者返還免除申請書（様式 1-1, 1-2）」に必要な事項を記入・押印のうえ、必ず業績証明資料を添付する。（申請用紙に直接入力可、修正液は使用不可です。）

※様式 1-1 両面刷は申請者本人が記入・押印、様式 1-2「指導教員等の推薦理由」は指導教員等が記入・押印します。指導教員等への依頼はできる限り早く（遅くとも1月末まで）に行うようにしてください。

③ 申請書類及び提出部数

→ 申請書（様式 1-1, 1-2） : 原本1部・写2部
成績証明書 : 原本1部
該当業績を証明する資料（論文等） : 原本1部・写2部
※申請書（様式 1-1）については、写も両面印刷とすること。

（注1）平成23年度に貸与期間が残る者で平成23年4月以降の奨学金を継続しない者（辞退・退学予定者）も今回の申請になります。対象者は異動願（辞退）を作成し、公共政策大学院係で教育部長印を押印のうえ、2月末日までに「本部奨学厚生課奨学チーム」に提出してください。

（注2）業績優秀者返還免除申請者で返還誓約書の提出がない者については、日本学生支援機構で業績免除が不認定とされる場合があります。返還誓約書は本部奨学厚生課奨学チームへ必ず提出してください。返還誓約書の提出締切日は、次のとおりです。

・平成23年3月満期貸与終了者：平成22年12月10日（金）

（提出が遅れた場合も受け付けますので、未提出の方は、本部奨学厚生課奨学チームまで必ず連絡してください。）

・平成23年3月末日までに退学・辞退・短縮修了等を予定し、2月末日までに異動願を提出した貸与終了者：平成23年4月15日（金）

（注3）認定結果通知は、日本学生支援機構の業績優秀者免除認定委員会で認定後、日本学生支援機構または本学から各申請者に通知します。